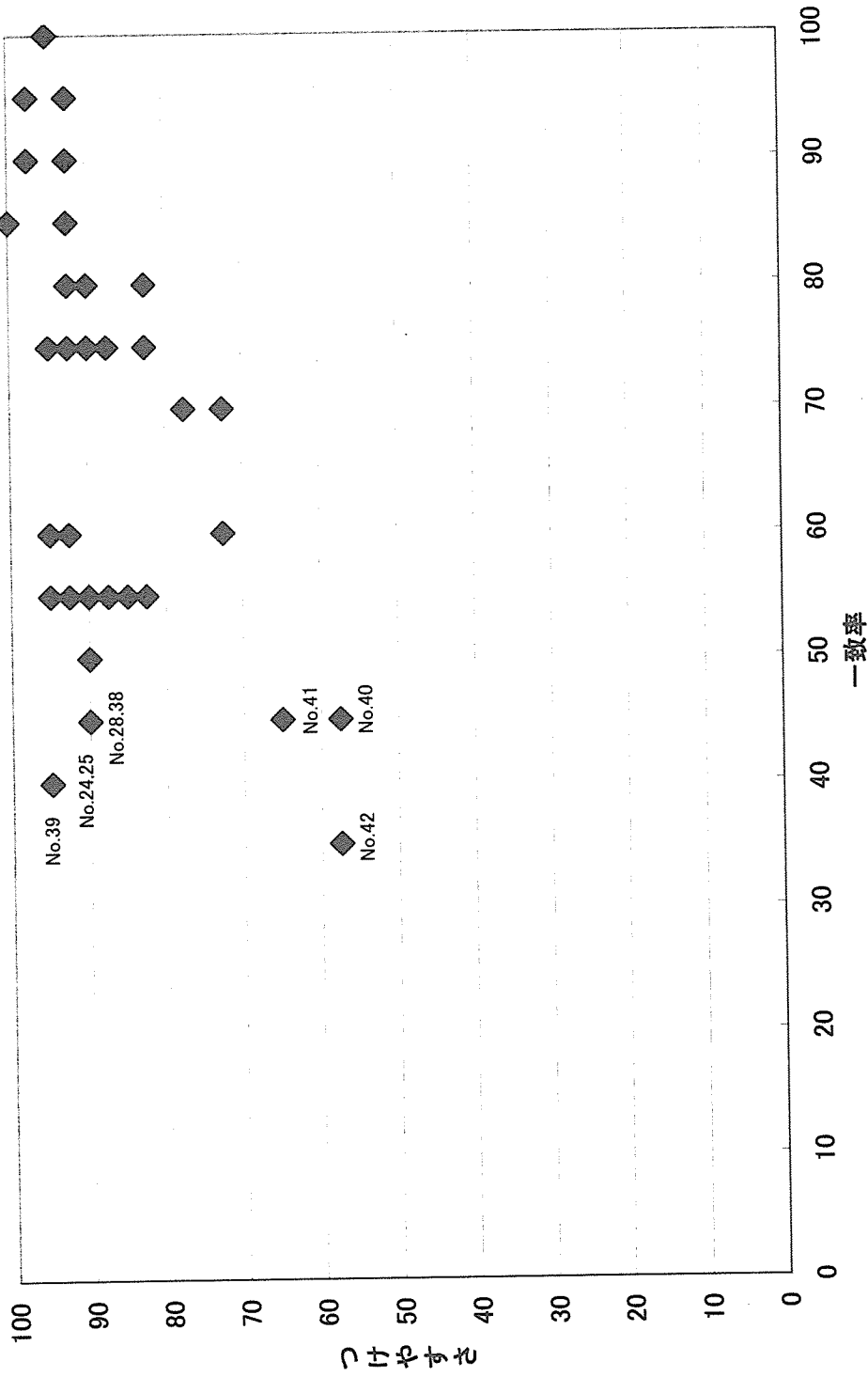


図1 精神関連項目の「一致率」と「つけやすさ」

項目	一致率	つけやすさ
1	85	92.5
2	100	95
3	80	90
4	75	92.5
5	55	95
6	75	87.5
7	80	82.5
8	90	97.5
9	80	90
10	90	92.5
11	55	95
12	95	97.5
13	85	92.5
14	80	92.5
15	80	90
16	75	92.5
17	55	85
18	85	100
19	75	95
20	75	90
21	60	95
22	75	92.5
23	55	85
24	45	90
25	45	90
26	55	82.5
27	55	90
28	50	90
29	75	92.5
30	95	92.5
31	75	82.5
32	60	92.5
33	70	72.5
34	75	87.5
35	70	77.5
36	55	87.5
37	55	92.5
38	50	90
39	40	95
40	45	57.5
41	45	65
42	35	57.5
43	60	72.5

図1 精神関連項目の「一致率」と「つけやすさ」



注：両作業所の平均値を用いた(両者のサンプル数が同数と仮定)

資料1 精神障害認定調査項目

ID: \_\_\_\_\_ 開始時刻 \_\_\_\_\_ :

行動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。				つけやすさ (○・△・×)
1. 物を盗られたなどと被害的になることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
2. 作話をし周囲に言いふらすことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
3. 実際にはないものが見えたり、聞えることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
4. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
5. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転が	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
6. 多動または行動の停止が	1. ない 4. 週に1回以上	2. 希にある 5. ほぼ毎日	3. 月に1回 以上	
7. パニックや不安定な行動が	1. ない 4. 週に1回以上	2. 希にある 5. ほぼ毎日	3. 月に1回 以上	
8. 自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為が	1. ない 4. 週に1回以上	2. 希にある 5. ほぼ毎日	3. 月に1回 以上	
9. 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	1. ない 4. 週に1回以上	2. 希にある 5. ほぼ毎日	3. 月に1回 以上	
10. 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる ことが	1. ない 4. 週に1回以上	2. 希にある 5. ほぼ毎日 (ほぼ外出のたび)	3. 月に1回 以上	
11. 表情が沈んでいたり、必要以上に自分を低く評価し たり、将来に対して悲観的なことを言うことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
12. 自殺をほのめかず言葉やそぶりが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
13. 再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に 時間がかかることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
14. 他者と交流することの不安や緊張のため外出できな いことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
15. 体は悪くないのに昼間から寝ていたり閉じこもって いることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
16. 話がまとまらず、会話にならないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
17. 集中が続かず、やりかけたことを途中で投げ出すこと が	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
18. 現実には合わず高く自己を評価することが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
19. 他者に対して疑い深く拒否的であることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
20. 話や行動につながりがなく唐突に見えることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
21. 人の都合を考えないで自分勝手に行動することが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	

22. 音や触覚などの感覚刺激に過敏に反応することが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
23. 新しい環境や見通しのつかない状況で情緒不安定になることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
24. いつもの決まった手順どおりに物事を進めようと し、他者が手順を変えることができないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
25. 具体的に言われるとできるが、曖昧に言われると できないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
26. 比喩(たとえ話)を理解できないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
27. 一度はじめたことをやめられず、気持ちの切り替えが できないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
28. 二つのことを同時にできないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
29. 他人の要求を断れず、人の言いなりになることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
30. 性的な問題行動が	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
31. 1人になることを嫌がることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
32. 何か気になることがあるといつまでもひどく心配する ことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
33. 戸締りをしない、忘れることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある	
34. 大切なものを管理することが	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
35. 栄養のバランスに配慮した食事をする事が	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
36. 自分なりの方法でストレスを解消することが	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
37. 趣味や余暇時間を楽しむことが	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
38. 新しい友人関係を作ることが	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
39. 困ったときに人に相談することが	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
40. 職を得るための活動をすることが	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
41. いったん得た職を持続することが	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
42. 選挙へ行き自らの意思で投票することが	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助

43. 作業課題の理解と自分で計画を立てる能力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

[つけやすさ ○( )・△( )・×( )]

1. 個別の作業内容を理解し、全体の計画を立てることができる
2. 個別の作業内容を理解できるが、全体の計画を立てることは難しい
3. 全体の計画を立てることはできるが、個別の作業内容を理解することは難しい
4. 個別の作業内容を理解することも全体の計画を立てることもできない

終了時刻 \_\_\_\_ : \_\_\_\_

## 資料2 精神障害認定調査項目のマニュアル

### ※着眼点

- ・日常生活において行動上の障害についてあるかどうか、また、ある場合にはその頻度を評価する。
- ・日常生活への支障については、周囲の人に与える影響について総合的に勘案して判断する。

### ★「留意点」

これらの行動上の障害は、次の選択肢の判断基準（この間の環境が大きく変化した場合は、その変化後から調査日まで）の状況から、その行動上の障害への対応や介護も含めて、現在の環境でその行動上の障害が現れたかどうかに基づいて判断する。

- ・その状態が変化することにより、日常生活上に支障があるかどうかに着目し、調査時の状況のみから判断するのではなく、過去1年間程度の期間の生活状況の変動も踏まえて判断することも必要であり、この場合は特記事項に記載する。
- ・複数の行動上の障害が同時に起こるような場合でも、それぞれの項目ごとに判断する。

### ★選択肢の判断基準（1～5）（11～33）

#### 「1. ない」

- (ア) その行動上の障害が、（過去1回以上あったとしても）過去1ヶ月間に一度も現れたことがない場合やほとんど月1回以上の頻度では現れない場合をいう。
- (イ) 対象者の状況からその行動上の障害が現れる可能性がほとんどない場合も含まれる。

#### 「2. ときどきある」

- (ア) 少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。
- (イ) 2つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれかが、ときどきある場合も含まれる。その頻度は「特記事項」に記載する。

#### 「3. ある」

- (ア) 少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。
- (イ) 2つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

### ★選択肢の判断基準（6-10）

#### 「1. ない」

- (ア) その行動上の障害が、過去1年間に一度も現れたことが無い場合や、数ヶ月に1回以上の頻度では現れない場合をいう。
- (イ) 対象者の状況から、その行動上の障害が現れる可能性が殆ど無い場合も含まれる。

#### 「2. 希にある」

- (ア) その行動上の障害が、少なくとも数ヶ月に1回以上の頻度で現れる場合をいう。  
(イ) 二つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

「3. 月に1回以上」

- (ア) その行動上の障害が、少なくとも月に1回以上の頻度で現れる場合をいう。  
(イ) 二つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

「4. 週に1回以上」

- (ア) その行動上の障害が、少なくとも週に1回以上の頻度で現れる場合をいう。  
(イ) 二つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

「4. 日に1回以上」

- (ア) その行動上の障害が、少なくとも日に1回以上の頻度で現れる場合をいう。  
(イ) 二つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

「5. ほぼ毎日」

- (ア) その行動上の障害が、ほぼ毎日繰り返される場合をいう。  
(イ) 二つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

**☆選択肢の判断基準(34-42)**

「1. 自立」

他の人の援助を受けなくても、自らの力で営むことができる場合をいう。質問項目が例示によって複数の能力を評価している場合には、例示したもののうちすべてができれば「自立」と評価する。

「2. 見守り等」

言葉による助言や励ましは必要であるが、直接手を出して援助したり、一緒にその行動を行う等の援助までは必要でないものをいう。

「3. 一部介助」

その行動や課題の遂行のためには、直接手を出しての援助や一緒に行動することなどが必要であるが、それらによりある程度は自分で遂行が可能であるものをいう。

「4. 全介助」

自らの力では遂行できず、常に他の人の援助を必要とする場合をいう。質問項目が例示によって複数の能力を評価している場合には、例示したもののうちできるものが一つもなければ「全介助」と評価する。

以下、各項目それぞれの判断基準によって、評価すること

1. 物を盗られたなどと被害的になることが

実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な場合をいう。

2. 作話をし周囲に言いふらすことが

作話を不特定多数に言ってしまう場合をいう。作話をしても、特定の人にのみ話をする場合は該当しない。自分に都合のいいように事実と異なる話をする場合も含まれる。

3. 実際にないものが見えたり、聞えることが

錯覚、幻視、幻聴などにより、何かが見えたとか、聞こえたと話したり、手で追い払うなどの場合をいう。飛蚊症は該当しない。

4. 泣いたり、笑ったり感情が不安定になることが

些細なきっかけで悲しんで涙ぐんだり、不安や恐怖から感情的にうめくなど、明らかに感情が不安定になる場合をいう。また、突然、笑い出したり、怒り出す場合も含まれる。

5. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転が

夜間不眠の訴えが何日間か続いたり、明らかに昼夜が逆転するなどし、そのために日常生活に支障を生じている場合をいう。不眠の原因は問わない。睡眠薬等の投与により睡眠がうまくコントロールされていれば「1. ない」と判断する。

6. 多動又は行動の停止が

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で特定の物や人に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと落ち着かなくなり多動になったり、その対象（対象が明確でない場合も含む。）にこだわって動かなくなってしまう場合をいう。

7. パニックや不安定な行動が

知的障害や自閉症等の行動障害で予定や手続きの変更が受け入れられず大声を出して泣き叫ぶ等のパニックや行動が不安定になる場合をいう。精神障害で、不安、恐怖、焦燥等にかかれて衝動的な行動がある場合も含まれる。

8. 自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為

知的障害や自閉症等の行動障害で自ら傷跡が残るほど自分の体に傷をつけたりするような行為がある場合をいう。

精神障害で、手首を切る、頭髪を抜くなど、自ら自分の体を傷つける行為がある場合も含まれる。

9. 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等の行為や壁を壊したりガラスを割ったりするなどの行為がある場合をいう。

10. 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくることが

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができないなどにより他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってきてしまう行為がある場合をいう。（例：急に他人をのぞき込む。急に他人に接近する。急に他人の服についているゴミを取る。等）

11. 表情が沈んでいたり、必要以上に自分を低く評価したり、将来に対して悲観的なことを言うことが

気分が落ち込んで、ひどく悲観的であったり、考えがまとまらないため、日常生活に支障を来たす場合をいう。

12. 自殺をほのめかす言葉やそぶりが

周囲に「死にたい」と漏らしたり、言葉を実行に移そうとする行動があり、危険防止のため誰かがそばについていなければいけない場合をいう。32の状態を伴うとは限らない。

13. 再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかることが

ある考えに固執したり、特定の行為を反復したり、あるいは儀式的な行為にとらわれることで、日常生活に支障をきたす。たとえば、必要以上に手を洗う・施錠を確認するなどの行為がある場合をいう。

14. 他者と交流することの不安や緊張のため外出できないことが

人に会うと緊張したり、恥ずかしく思ったり、危害を加えられるのではないかという不安が強く、外出ができない場合をいう。長期にわたって引きこもり状態も含まれる。

15. 一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないでいることが

行動を計画したり実行したりする意欲が乏しいため、周りから言われないと何もしないでいる場合をいう。行動を促す他者からの働きかけがあっても動かない場合も含まれる。

16. 話がまとまらず、会話にならないことが

話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く意図しない反応が返ってくる、などにより会話が成立しない場合をいう。興奮したときに一時的に話がまとまらないものは除く。

17. 集中が続かず、やりかけたことを途中で投げ出すことが

集中が持続せず、家庭内やその他の生活の場での役割や課題を最後までやり遂げられない場合をいう。

18. 現実には合わず高く自己を評価することが

現実にはそぐわない特別な地位や能力が自分にあると信じてそれを主張する場合をいう。

19. 他者に対して疑い深く拒否的であることが

他者を信頼しない態度で、相手の善意を疑い、話し合いや本人のためになされた提案を受け入れない場合をいう。

20. 話や行動につながりがなく唐突に見えることが

話や行動が状況に合わず唐突で、話の展開が急に変わるなど、周りからみて文脈がつかめない場合をいう。

21. 人の都合を考えないで自分勝手に行動することが

自分が心配なことがあると、相手に急ぎの用があっても質問し続けることや、用事を頼まれていても自分がやりたいことがあるとどこかに行ってしまうことなど、他人の都合を考えないで自分勝手に行動することがある場合をいう。

22. 音や感覚などの感覚刺激に過敏に反応することが

五感の異常のため、外部の刺激に対して過度に敏感な反応を示す場合をいう。

23. 新しい環境や見通しのつかない状況で情緒不安定になることが

それまで接したことがなく、次にどんなことがあるかを予想できないような状況におかれると感情が安定しないことをいう。

24. いつもの決まった手順どおりに物事を進めようとし、他者が手順を変えることができないことが

日常的な行為や作業を同じ順番、同じ手はずでないと進められない。他の人がそれを変更させようとする、本人は不安や混乱を生じたり、不快感を表したり、抵抗を示したりする。

例) ある場所へ向かうときはいつも同じ道順で行く。ある日その道が工事で通れなくなっていると、通れないことに困惑したり混乱したりする。違うルートを探すといった発想ができない。

25. 具体的に言われるとできるが、曖昧に言われるとできないことが

明確な行動や範囲が示されていない指示や情報を受けると、自分ではその具体的な行動や範囲を判断できず、何もできなくなる。

例) 「5センチに切ってください」と言われるとできるが、「ちょうどいい大きさに切ってください」と言われると作業ができない。

例) 「12時になったら休んでください」と言われると休めるが、「適当に休んでください」と言われると休めない。

26. 比喩(たとえ話)を理解できないことが

他者が使用した比喩(比喩:たとえ)を理解できず、文字通り受け取ってしまう。文章に書かれた比喩の理解も含む。「まるで〇〇のような」という直喩(明喩)と「きみは石頭だ」という隠喩(暗喩)のどちらか一方でも正しく理解できない場合をいう。

27. 一度はじめたことをやめられず、気持ちの切り替えがきかないことが

作業や課題(43)の他、自分が興味を持っている行為、テレビを見るなど日常生活上の行為を含め、一度始めると他者から制止されても止められないか、制止しようとする、激しい抵抗に遭い制止がきわめて困難な場合をいう。

28. 二つのことを同時にできないことが

上記27行為のうち、二つの行為を同時にできない場合をいう。音楽や他者の話を聴きながらの作業やテレビを見ながらの食事、文章の誤りを数えながら文章の内容を把握するなど。片一方をするときもう片一方がまったくできなくなるか、できても誤謬が多くなったり進捗度が下がり、作業効率が低下する。

29. 他人の要求を断れず、人の言いなりになることが

新聞の勧誘や宗教団体、悪徳商法、友人・知人・家族等からの不当な要求(お金を貸して欲しいなど)に対して拒否することができず、それが原因でトラブルとなったり、不利益を被ることがある場合をいう。



30. 性的な問題行動が

人がいるところで裸になるなど、周囲に迷惑となるような性的な問題行動がある場合をいう。

31. 1人になることを嫌がるのが

1人で落ち着いて過ごすことができず、家族や介護者に傍にるように要求する場合をいう。

32. 何か気になることがあるといつまでもひどく心配することが

心配事があるとそれが尾を引いて他のことができず、日常生活に支障をきたす場合をいう。

33. 戸締まりをしない、忘れることが

自宅(あるいは自室)の窓や扉の鍵をかけることをしない、または忘れる場合をいう。

34. 大切なものを管理することが

保険証や手帳(障害者手帳、年金手帳)、通帳、印鑑などを保管することができず問題になることがあるか。成年後見制度の後見人など、他人に預けている場合は「できない」と評価する。

35. 栄養のバランスに配慮した食事をすることが

カップ麺やスナック菓子などを頻繁に食べるなど、栄養を考えた食事が取れない場合をいう。

36. 自分なりの方法でストレスを解消することが

ストレス(イライラや窮屈な感じ)を感じたとき、その解消法を自分なりに持って実行することをいう。それがどんな方法であるか、またそれによってストレスが解消されるかどうか結果は問題としない。

37. 趣味や余暇時間を持ち楽しむことが

仕事や作業とは別に、自分の興味・関心のあることを持ち、そのことについて考え、実際に取り組むことで、時間を使うことをいう。何もせずに座っている、横になっている、テレビや音楽を漠然ときいている状態は含まない。

38. 新しい友人関係を作ることが

授産施設やデイケア、病院だけでなく、地域に生活するすべての人を対象として、新たに友人を作り友人関係を広げることをいう。

39. 困ったときに人に相談することが

調子が悪くなったり、お金がなくなったりした時に、その状況を特定の人に伝え、相談することをいう。

40. 職を得るための活動をすることが

以下の行動を含み、本人に就労の意思が明確であること。公共職業安定所へ求職情報の閲覧に行ったり、窓口での相談を利用すること。就職情報誌を購入して職を探すこと。就職希望先に電話や手紙を用いて連絡すること。履歴書を作成すること。採用試験を受けること。職業訓練のための専門教育を受けること。就労している場合は「できる」と評価する。パート・アルバイト、福祉工場や共同作業所などの保護的な就労も含む。

41. いったん得た職を持続することが

仕事に関連した作業をしたり昇進するなど雇用関係を持続すること。休業中も持続と判断する。

#### 42. 選挙へ行き自らの意思で投票することが

選挙民の一人として、自らの意思で候補者の中から投票する者を選択し、法律に定められた方法に従って投票する。病院・入所施設等で事前に投票する場合を含む。成年後見制度の被後見人（保佐、補助をのぞく）である場合はその期間は「できない」と評価する。

#### 43. 作業課題の理解と段取りを立てる能力について

個別の作業内容を理解することと作業全体の段取りを立てることの2つを評価する。授産施設等では作業を、デイケア等では参加者集団で目標を設定し行う課題を指す。在宅・在院等は初めて作る料理や洗濯など、複数の手順からなるものを指す。作業課題の理解は「自分が何をすればよいか」理解できることである。段取りを立てる能力は「どのように進めるたら良いか」考えられることである。必要な道具を揃えたり、効率の良い作業順序を考えたり、作業にかかる時間を計算するなどの準備ができるかを見る。

### 資料 3 評価項目の改善についてのアンケート用紙

つぎの評価項目について、皆様のご意見ご感想をお聞かせ下さい。  
あてはまるものすべてに○をつけてください。

【評価項目】

24. いつもの決まった手順どおりに物事を進めようとし、他者が手順を変えることができないこと  
が

【マニュアルの説明文】

日常的な行為や作業を同じ順番、同じ手はずでないと進められない。他の人がそれを変更させようとする  
と、本人は不安や混乱を生じたり、不快感を表したり、抵抗を示したりする。

例)ある場所へ向かうときはいつも同じ道順で行く。ある日その道が工事で通れなくなっていると、通れない  
ことに困惑したり混乱したりする。違うルートを探すといった発想ができない。

【皆様のご意見】

- a. 評価項目に使われている言葉が難しい(具体的に、どのような言葉ですか? \_\_\_\_\_)
- b. 評価項目自体の意味がわかりにくい
- c. マニュアルに使われている言葉が難しい(具体的に、どのような言葉ですか? \_\_\_\_\_)
- d. マニュアルに使われている例が適切でない
- e. その他

ご意見ご感想、ご提案などございましたらお書き下さい。

【評価項目】

25. 具体的に言われるとできるが、曖昧に言われるとできないことが

【マニュアルの説明文】

明確な行動や範囲が示されていない指示や情報を受けると、自分ではその具体的な行動や範囲を判断でき  
ず、何もできなくなる。

例)「5センチに切ってください」と言われるとできるが、「ちょうどいい大きさに切ってください」と言われると作  
業ができない。

例)「12時になったら休んでください」と言われると休めるが、「適当に休んでください」と言われると休めな  
い。

【皆様のご意見】

- a. 評価項目に使われている言葉が難しい(具体的に、どのような言葉ですか? \_\_\_\_\_)
- b. 評価項目自体の意味がわかりにくい
- c. マニュアルに使われている言葉が難しい(具体的に、どのような言葉ですか? \_\_\_\_\_)
- d. マニュアルに使われている例が適切でない
- e. その他

ご意見ご感想、ご提案などございましたらお書き下さい。

【評価項目】

28. 二つのことを同時にできないことが

【マニュアルの説明文】

二つの行為を同時にできない場合をいう。音楽や他者の話を聴きながらの作業やテレビを見ながらの食事、文章の誤りを数えながら文章の内容を把握するなど。片一方をするときもう片一方がまったくできなくなるか、できても誤謬が多くなったり進捗度が下がり、作業効率が低下する。

【皆様のご意見】

- a. 評価項目に使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- b. 評価項目自体の意味がわかりにくい
- c. マニュアルに使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- d. マニュアルに使われている例が適切でない
- e. その他

ご意見ご感想、ご提案などございましたらお書き下さい。

【評価項目】

38. 新しい友人関係を作ることが

【マニュアルの説明文】

授産施設やデイケア、病院だけでなく、地域に生活するすべての人を対象として、新たに友人を作り友人関係を広げることという。

【皆様のご意見】

- a. 評価項目に使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- b. 評価項目自体の意味がわかりにくい
- c. マニュアルに使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- d. マニュアルに使われている例が適切でない
- e. その他

ご意見ご感想、ご提案などございましたらお書き下さい。

【評価項目】

39. 困ったときに人に相談することが

【マニュアルの説明文】

調子が悪くなったり、お金がなくなったりした時に、その状況を特定の人に伝え、相談することをいう。

【皆様のご意見】

- a. 評価項目に使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- b. 評価項目自体の意味がわかりにくい
- c. マニュアルに使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- d. マニュアルに使われている例が適切でない
- e. その他

ご意見ご感想、ご提案などございましたらお書き下さい。

【評価項目】

40. 職を得るための活動をする事が

【マニュアルの説明文】

以下の行動を含み、本人に就労の意思が明確であること。公共職業安定所へ求職情報の閲覧に行ったり、窓口での相談を利用すること。就職情報誌を購入して職を探すこと。就職希望先に電話や手紙を用いて連絡すること。履歴書を作成すること。採用試験を受けること。職業訓練のための専門教育を受けること。就労している場合は「できる」と評価する。パート・アルバイト、福祉工場や共同作業所などの保護的な就労も含む。

【皆様のご意見】

- a. 評価項目に使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- b. 評価項目自体の意味がわかりにくい
- c. マニュアルに使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- d. マニュアルに使われている例が適切でない
- e. その他

ご意見ご感想、ご提案などございましたらお書き下さい。

【評価項目】

41. いったん得た職を持続することが

【マニュアルの説明文】

仕事に関連した作業をしたり昇進するなど雇用関係を持続すること。休業中も持続と判断する。

【皆様のご意見】

- a. 評価項目に使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- b. 評価項目自体の意味がわかりにくい
- c. マニュアルに使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- d. マニュアルに使われている例が適切でない
- e. その他

ご意見ご感想、ご提案などございましたらお書き下さい。

【評価項目】

42. 選挙へ行き自らの意思で投票することが

【マニュアルの説明文】

選挙民の一人として、自らの意思で候補者の中から投票する者を選択し、法律に定められた方法に従って投票する。病院・入所施設等で事前に投票する場合を含む。成年後見制度の被後見人（保佐、補助をのぞく）である場合はその期間は「できない」と評価する。

【皆様のご意見】

- a. 評価項目に使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- b. 評価項目自体の意味がわかりにくい
- c. マニュアルに使われている言葉が難しい（具体的に、どのような言葉ですか？ \_\_\_\_\_）
- d. マニュアルに使われている例が適切でない
- e. その他

ご意見ご感想、ご提案などございましたらお書き下さい。

ありがとうございました。その他、今回の調査についてご意見などございましたらお書き下さい。

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合 研究事業）  
分担 研究報告書

タイムスタディの方法論の検討に関する研究

分担研究者 安西信雄（国立精神・神経センター武蔵病院リハビリテーション部 部長）  
西村秋生（国立保健医療科学院 国際研究室 室長）  
研究協力者 姜 恩和（国立精神・神経センター精神保健研究所 社会精神保健部）

研究要旨：高齢者を対象とした大規模なタイムスタディ実施時におけるデータ収集の安定性を事前に確認する目的で、試行的なタイムスタディを実施し、調査員から意見を聴取した。老人保健施設の介護者を対象として5時間にわたり1分毎のタイムスタディを行い、提供されたケアの内容を、大規模調査で用いる予定のケアコードによって整理した。調査に参加した調査員からは、一部の項目で、ケアコードの選択や判断に容易ではない場面があるという意見があった。大規模タイムスタディにおいて安定したデータ収集を担保するためには、試行的なタイムスタディの実施によって課題を把握するなど、調査員間の判断を一定水準に保つための取り組みが必要と考えた。本調査研究により、全体として、準備したケアコードはスムーズに用いることができること、一部に修正を要する項目があることが明らかになった。

A. 研究目的

タイムスタディは、介護が必要な者について、心身の状況と、現在提供されているサービスの種類と量を把握し、両者の関係を分析する基礎資料を得るための調査手法である。これまでに、介護が必要な高齢者を対象として、平成7年と平成13年の2度にわたり全国規模で行われている。これらのタイムスタディで得られたデータは要介護度を認定するための認定ロジックを作成するための資料となった。

厚生労働省は平成18(2006)年12月から平成19年2月にかけて、高齢者を対象とした大規模なタイムスタディの実施を計画した。そこで、本研究班は、大規模調査での安定したデータ収集に資する目的で、大規模調査に先立ち試行的にタイムスタディ

を実施することで、タイムスタディ実施に伴って生じる可能性がある課題を調査した。

B. 研究方法

1. 対象

千葉県内にある老人保健施設1施設の介護者5人を対象とした。

2. 調査方法

施設介護者5人に対して、介護支援専門員(ケアマネージャー)等の調査員5人を個別に配し、1分毎に0秒時点で利用者 に提供されているケアの内容を記録した。

記録終了後、調査員が別室で、ケアの内容を大規模調査で用いる予定のケアコードにしたがって分類した。

今回、調査員は、ケアの内容例を事前

に把握して調査に臨んだ。記録と並行してコーディングを行う場合は、大分類、中分類、小分類だけをまとめた一覧表を用い、分類が判りにくい箇所は後で内容例を参照して記入した。

調査は平成18(2006)年12月4日の午前10時30分から午後3時30分にかけて実施した。

### 3. 倫理面への配慮

今回調査を実施した施設は、大規模なタイムスタディの対象施設であり、今回の調査に対して書面により調査への協力の同意を得た。

また、今回の調査は調査方法の実施可能性(フィージビリティ)を研究するものであり、記録を実施する調査員を対象とした調査である。したがって、調査では施設利用者の個人情報的一切扱っていない。

### C. 研究結果

提供されたケアの内容をケアコードに変換する過程で、調査員からは、個々のケアコードに含まれるケアの内容が具体的に例示されている方がわかりやすいとの意見と、内容例を確認してからコーディングをするのは手間がかかるという意見があった。そのほか、個々のコードに対して以下の意見があった。

1. 大分類9の「機能訓練」のうち、中分類1の「基本日常生活訓練」と、4の「スポーツ訓練」の区別が容易ではない。
2. 大分類4の「排泄」のうち、中分類1の「排尿」と2の「排便」は、たとえば職員がオムツを準備して各部屋を回る行為が排尿の準備に当たるのか、排便の準備に当たるのか区別が困難であ

る。また、トイレの介助の際に中まで入ることができないことから、中分類を分ける必要がないのではないかと。

3. 職員が複数の利用者を観察しながら回るときのコードとして、「巡回・見渡し」という項目が必要ではないかと。
4. 大分類0の「対象者に直接関わらない業務」のうち、011の「連絡調整」は、内容の例が形式的で堅く感じられる、スタッフ間の簡単な確認作業なども内容例に加えるべきではないかと。

このうち1については、中分類1は理学療法的なものであり、リハビリ体操は中分類4に含めるとして整理した。

結果として、ケアコードについては、意見交換などを通して一通り記載することが可能であった。

### D. 考察

今回われわれの調査は調査時間を5時間としたが、本調査(大規模タイムスタディ)は48時間を予定している。長時間の記録後に同一の調査員がコーディングの作業まで実施することは、調査員の負担が大きいと推測される。また、記録内容を回顧しながら分類することになるため、調査員の判断の正確さをどのように保つかという課題も抱えている。これらの問題を解決するためには、ケアコードの一覧表を記録時にも活用すること、また、事前に各コーディングに含まれるケアの内容例を把握する必要があると考える。

大規模タイムスタディは約5,000人を対象にした調査であり、調査員の間には判断の差が生じないようにすることは重要な課題である。そのために、大規模タイムスタディを行う施設においては、事前にサービス管理者レベルで予備的に記録を実施し、



どのような疑問点が出るか予測した上で大規模タイムスタディに臨むことにより、判断のずれを防ぐことができるのではないかと  
という意見が調査員から出た。

#### E. 結論

調査の結果、ケアコードの運用には大きな支障はなかったが、個々のケア内容について判断に迷う箇所があった。大規模タイムスタディでより正確なデータを取るために、予備調査を通して課題を事前に把握することの意義を確認した。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし。

##### 2. 学会発表

なし。

#### G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

##### 1. 特許取得

なし。

##### 2. 実用新案登録

なし。

##### 3. その他

なし。

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合 研究事業）  
分担 研究報告書

精神障害者のグループホーム・福祉ホームにおけるタイムスタディ試行研究

分担研究者 安西信雄(国立精神・神経センター武蔵病院リハビリテーション部 部長)  
研究協力者 姜恩和・小高真美(国立精神・神経センター精神保健研究所 社会精神保健部)

研究要旨: 自立した地域生活に向けて居住支援施設を利用している精神障害者を対象に、心身の状態に応じて必要なケアを数量的に評価する方法の一つとして、状態像の調査と1分間タイムスタディを試行的に実施した。対象者は、精神障害者グループホームと福祉ホームB型の利用者で、本研究への同意の得られた合計23人であった。その結果、精神障害者のグループホームおよび福祉ホームにおいても本研究の手法が実施可能であることを確認した。

A. 研究目的

精神障害者における1分間タイムスタディは、平成17(2005)年度の厚生労働科学研究費補助金「精神及び知的障害者の介護ニーズの評価手法の開発に関する研究」班(分担研究者:安西信雄)が試行的に実施している。これは、精神障害または知的障害があり、地域で居宅介護等支援事業(ホームヘルプ)等の福祉サービスを利用している在宅生活者とグループホーム等の施設生活者を対象としたものであったが、参加した精神障害者はすべて在宅生活者であった。

そこで、本研究は、居住支援施設であるグループホームと福祉ホームB型を利用している精神障害者を対象として、心身の状態を把握するための状態調査と、日頃提供されているケアの内容を1分毎に記録するタイムスタディを併用して実施することにより、精神障害者の心身の状態に応じて必要とされるケアを数量的に把握する方法の実施可能性を研究した。

B. 研究方法

1. 対象

関東近郊にある医療法人の運営するグループホームと福祉ホームB型の利用者合計23人を状態調査およびタイムスタディの記録対象とした。

対象者へのケアの提供者として、対象者の日頃の状態をよく知る施設職員5人の協力を得た。

①対象者の属性

グループホーム利用の対象者5人は全員男性で、平均年齢は52.6(45～61)歳であった。福祉ホーム利用の対象者18人は男性12人:女性6人で、平均年齢は52.9(35～69)歳であった。

施設の利用期間の平均は、グループホーム利用の対象者は6年8ヶ月(6ヶ月～10年11ヶ月)、福祉ホーム利用の対象者は2年2ヶ月(8ヶ月～3年3ヶ月)であった。

②職員の構成

今回調査に協力した福祉ホームは平成

15(2003)年10月に開所しており、職員の構成は、看護師2人、精神保健福祉士1人、栄養士1人である。グループホームは平成8(1996)年4月に開所しており、精神保健福祉士1名が勤務している。

## 2. 調査方法

状態調査は、現行の障害程度区分の1次判定で使用している項目に加え、介護の必要度(ケアニーズ)の適正な評価のために追加した項目で実施した。

また、タイムスタディは、平成19(2007)年3月12、13日の2日間に渡って、午後3時から午後6時の3時間につき、職員5人に対して調査員を個別に配置し、毎分0秒時点で提供されているケアの内容を記録した。他計式のタイムスタディを行う前の5日間は、職員が10分単位の自計式タイムスタディを行い、対象者に提供されているケアの内容をより詳細に把握できるようにした。

### (倫理面への配慮)

本研究では、とくに個人情報保護の観点から、①文書および口頭により対象者に研究の主旨や目的を説明し、文書による同意が得られた者のみを研究の対象者とする、②個別の調査票および集計データには氏名等の個人を特定し得る情報は含めず、調査票はID番号で管理すること、③調査票は分担研究者の研究室内に保管し、外部に漏洩しないよう厳重に管理すること、④統計的手法を用いて分析し、研究結果は、個人が特定されない形式で公表すること等とした。

以上について、国立長寿医療センター倫理委員会より平成18(2006)年8月18日に調査実施の承認を得た。

## C. 研究結果

今回の調査では、状態調査とタイムスタディの両方ともスムーズに実施できた。精神障害者のうち、地域で居宅介護等支援事業(ホームヘルプ)等の福祉サービスを受けている在宅生活者のみならず、福祉ホームやグループホームの利用者についても、本研究の手法による状態調査およびタイムスタディの実施が可能であることを確認したのである。精神障害者の場合、職員間の情報共有や利用者に関する記録などに多くの時間が費やされていることが明らかになった。

なお、本試行研究で用いたタイムスタディの自計式と他計式評価の比較など、内容面の検討は来年度の研究として実施する。

## D. 考察

今回は利用者への負担の大きさから、午後3時から6時までの時間帯に限定して調査を実施したため、職員が1日を通して利用者とのような関わりをもちながらケアを提供しているかまでは十分に把握することができなかった。しかし、3時間のケア内容について、調査員によるタイムスタディと職員による10分間の自計式タイムスタディを並行して実施することによって、ケアの内容の記録を試みることができた。

タイムスタディは、介護が必要な者について、心身の状況と、現在提供されているサービスの種類と量を把握し、両者の関係を分析する基礎資料を得るための調査手法である。精神障害者の場合、職員間の情報共有や利用者に関する記録などのケア行動が多くみられたが、これは精神障害者をチームでケアしていく際の重要なケア行動である可能性がある。今後、障害特性とそれに対応した障害ケアの特性を含めて検討を進めていきたい。

#### E. 結論

本研究により、精神障害者グループホームと福祉ホームとにおいて、利用者を対象としたタイムスタディが実施可能であることを確認した。今後は、状態調査とタイムスタディの結果を突き合わせることにより、心身の状態に応じた必要なケアを数量的に把握する方法を研究する計画である。

#### F. 研究発表

1. 論文発表  
なし。

#### 2. 学会発表

なし。

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得 なし。
2. 実用新案登録 なし。
3. その他 なし。

#### 謝辞

本調査にご協力いただいた施設職員の皆様、利用者の皆様に深謝申し上げます。